

令和5年12月  
(第44回)

八戸圏域水道企業団  
入札監視委員会  
議事概要

と き 令和5年12月22日(金)午後3時00分

ところ 八戸圏域水道企業団 1階大会議室

八戸圏域水道企業団

# 令和5年12月（第44回）

## 八戸圏域水道企業団入札監視委員会

日 時 令和5年12月22日（金） 15:00～17:00  
場 所 八戸圏域水道企業団 1階大会議室

### 出席者

#### ○委員（5名）

委員長 竹内 貴弘 （八戸工業大学 工学部長 工学部工学科 建築・土木工学コース 教授）  
委員長代理 源新 明 （弁護士法人 たいよう総合法律経済事務所 弁護士）  
委員 小原 隆平 （細越小原会計事務所 公認会計士・税理士）  
委員 田中 哲 （八戸学院大学 学長補佐 地域経営学部 教授）  
委員 南 将人 （八戸工業高等専門学校 副校長 環境都市・建築デザインコース 教授）

#### ○企業団（6名）

副企業長 古川 勲  
事務局長 三浦 哲也  
事務局次長兼総務課長 田村 明義  
事務局次長兼配水課長 野々口 宏樹  
管財出納課長 河村 泰幸  
工務課長 内宮 靖隆

#### ○事務局（4名）

審議対象期間 令和5年4月1日～令和5年9月30日  
（指名停止の報告 令和5年7月1日～令和5年11月30日）

配布資料 資料1 入札契約方式別発注工事総括表  
資料2 入札方式別発注工事一覧表  
資料3 指名停止の運用状況一覧表  
資料4 審議対象事案抽出報告書  
資料5 工事説明資料・抽出事案説明書  
別紙1 事案抽出件数の見直しについて（案）  
別紙2 入札監視委員会 過去4年間の抽出事案一覧（第36回～第43回）

審議対象事案 事案1 【新大橋整備事業に伴う配水管布設（添架）工事】  
事案2 【配水幹線（根城～柏崎）布設替第20工区工事】  
事案3 【おいらせ町豊原二丁目～木ノ下西配水管布設（推進）工事】  
事案4 【柏崎二丁目～類家堤端配水管改良第2工区工事】  
事案5 【減圧弁（八太郎ほか）分解整備工事】

## 会議内容要旨(委員長、委員長代理の互選終了後)

(委員長)

では、これより第 44 回入札監視委員会の審議に入ります。

先ほどの報告のとおり、本日は委員 5 名全員の出席があり、会議は成立しております。

早速、議事を進めます。資料の「入札契約方式別発注工事総括表」から「指名停止の運用状況一覧表」までを、事務局から説明願います。

(事務局)

(「入札契約方式別発注工事総括表」から「指名停止の運用状況一覧表」まで説明)

(委員長)

ありがとうございます。ただ今の説明に、ご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようですので、審議対象事案抽出報告書の抽出委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領の第 3 条第 2 項では「抽出に係る委員の指名は、委員長を除く委員の中から、50 音順の輪番により行うものとする。」となっております。今回は委員全員が再任でございますので、前回 43 回会議からの順番を引き継ぎまして、A 委員をお願いしておりました。

(委員長)

それでは、A 委員から事案抽出の経緯についてご報告をお願いします。

(A 委員)

私からご報告を申し上げます。

先ほどの説明にありましたとおり、入札方法は 4 種類ございますので順番に説明していきます。

まず 1 番目ですが、一般競争入札から契約番号第 78 号を抽出いたしました。一般競争入札は 2 件ありましたが、78 号を抽出したのは、契約金額が高く、工事内容が新設であるためです。

続いて、2 番目です。工事希望型指名競争については、契約番号第 153 号を抽出しました。これは、落札率が 99.93%と一番高く、参加希望が 8 者に対し実際応札したのが 3 者ということで、工事希望型指名競争 10 件の中で応札の割合が 37%と最も低いためです。なぜこんなにも応札が少ないのか疑問に思い抽出しました。

続いて指名競争入札についてですが、契約番号第 154 号と第 114 号の 2 件を抽出しまし

た。

これは、154号の落札率が86.69%と最も低く、逆に114号は落札率が99.84%と最も高いためです。

最後に、随意契約の第25号です。随意契約は5件ありますが、その内4件が同一契約者で、25号は金額が高いのにも関わらず、落札率が89.61%と低いということで、契約内容を確認したいと思い抽出しました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。それでは抽出事案1から審議を始めたいと思います。事務局より説明をお願いします。

### 抽出事案1【新大橋整備事業に伴う配水管布設（添架）工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。それでは事案1について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B委員)

低入札価格調査報告書の経営内容を見ると、完成工事高に対して経常利益の割合がすごく多く、この調査対象者のA社の会社ホームページを見ると、売上高が2023年6月期で143億円ということですが、この会社はパイプを作るのがメインで、建設業としてあまり工事をしていないということでしょうか。自前では機械等を持たずに、下請け等を使って建設工事をやっているというイメージでよいですか。

(管財出納課長)

ご指摘の点について、低入札ヒアリングの際に、経営的事項として質問を行っております。

ヒアリングの際に確認し、確かに売上高が95%、工事が5%程度ということでした。製品製作が主力であるとのことですが、その中でも今回の契約相手であるA社Bグループは水道関連の事業を行う部門で、低入札価格調査報告書に記載のとおり、過去に施工した公共工事の実績もあります。

添架工事というのは単独で発注されることが少ない中、何とか添架工事の実績を作り、製品販売メインから脱却していきたいという話を聞き取りしています。

確かに製品売上げの方が多いのですが、低入札ヒアリングでの聞き取りの結果、確実な経営であるので契約相手として問題ないと判断しました。

(B委員)

電子入札システムについて質問です。企業団の電子入札システムのイメージが湧かないのですが、全国の自治体が使用する共通パッケージがあり、それを企業団が使用しているというイメージでよいですか。

(管財出納課長)

今、おっしゃっていただいたイメージのとおりです。

基幹システムは国土交通省のシステムで、これがメインです。そこに、C社のサポートシステムを導入しています。

企業団で使用しているサポートシステムは、青森県内の他の自治体でも使用されています。

(A 委員)

質問が2点あります。

まずは、入札参加資格要件に建設業許可の鋼構造物工事業と水道施設工事業がありますが、業種数は全部で何種類あるのでしょうか。

次に、元々の口径が300mmだったものを、500mmにするのはなぜでしょうか。

(管財出納課長)

建設業の業種数は、29業種です。

(工務課長)

口径変更についてお答えします。

当企業団ではループ配水幹線で八戸市内一円を口径1,000mmのパイプや耐震管で円形に囲み、災害が発生しても給水を維持する計画をしています。その計画の中で、新大橋の所もループ配水幹線とする計画がありました。そのため、本来であれば1,000mmのパイプを添架する考えでしたが、構造上橋桁に1,000mmを添架できなかったため、添架できる最大口径の500mmにしています。

将来的な布設計画もふまえた上で、当初計画に沿って口径を大きくしています。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようですので、それでは、次の抽出事案2について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

#### **抽出事案2【配水幹線（根城～柏崎）布設替第20工区工事】について**

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。それでは事案2について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B 委員)

電子入札についてお聞きしたいのですが、電子入札の場合はいつからいつまで札を入れることができるのですか。今回の場合は、指名通知した 7 月 11 日から開札日前日の 7 月 26 日までですか。

また、辞退というのは、いったん入札してからの辞退も可能なのでしょうか。それとも、辞退は最初の一回限りで、入札したら辞退できないのでしょうか。

(管財出納課長)

今回の入札の正確な応札期間は手元に資料がないのですが、通常は指名通知日を過ぎてから開札日の前日 12 時までが応札できる期間としています。

一度応札してからの辞退については、同日の入札の 1 件目を落札した等の事情により、応札していた 2 件目以降の入札を辞退する場合があります、システマ的にも受付可能です。

(B 委員)

入札方式別発注工事一覧表(工事希望型指名競争入札)で比べると、7 月 27 日開札は 152 号と 153 号の 2 件があり、152 号は D 社が落札していますが、153 号は辞退しています。それは、D 社の選択ということなのでしょうね。

同じく、入札方式別発注工事一覧表(工事希望型指名競争入札)に 7 月 13 日開札日の 133 号と 134 号があり、E 社と F 社がそれぞれ落札していますが、153 号は両者とも辞退しています。E 社と F 社は 7 月 13 日の案件を落札したので、153 号を辞退したのでしょうか。

D 社は 152 号と 153 号のどちらか工事しやすい方を選んで札を入れたのでしょうか。

152 号が第 21 工区で 153 号が第 20 工区ということで工区がつながっているように思えますが、つながっているのでしょうか。

(工務課長)

第 20 工区と第 21 工区は関連の工事ですが、位置関係としては、第 21 工区は旧市民病院付近、第 20 工区は少し離れて中心街の裏通りになり、隣り合った工区ではありません。

(管財出納課長)

D 社の辞退の経緯については、詳しい資料が手元にございませんで、確認して後日回答とさせていただきます。

(後日回答)

7 月 24 日の 152 号応札後、同日に 153 号の辞退入力をしている。

よって、同社の選択と思われる。

(A 委員)

今回の案件では、1 者だけが応札金額の率が 100%を切っていて、残り 2 者が 100%で応札しています。もし、応札が 1 者のみで応札金額も 100%だった場合、それでも工事は発注されるのでしょうか。

(管財出納課長)

1 者でも発注します。

それは、電子入札の性質上、誰が応札しているのかがわからないので、競争性が保たれているという判断です。

また、今回の抽出理由の希望申請 8 者のうち応札者 3 者についてですが、応札した 3 者は開札時点で企業団と契約している工事はありませんでした。

辞退した業者は企業団と契約している工事がありましたので、おそらくその辺りも応札に関係していると推測します。

(A 委員)

通常であれば、1 者あたり年間何件くらい企業団発注の工事を持つのでしょうか。

(管財出納課長)

1 者あたりの年間平均工事受注件数に関するデータはありませんが、今回の審議対象期間の工事 68 本のうち、水道本管工事は 50 本程度と思われまますので、工事数 50 本を業者数で割りますと、1 者あたり数件の工事を持っていることにはなるかと思えます。

ただし、業者の体制にもよりますが、水道本管工事 B 等級業者などは会社規模の都合により、工期が重なった他の工事は取れないという場合もあります。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようですので、それでは、次の抽出事案 3 について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

### **抽出事案 3【おいらせ町豊原二丁目～木ノ下西配水管布設（推進）工事】について**

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案 3 について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B 委員)

低入札価格調査報告書に公共工事の成績状況の記載がありますが、事案 1 には記載がありません。これは、事案 3 の工事実績が青森県内の工事だったので、成績状況を入手することができたということでしょうか。

事案 1 の工事実績が青森県外の工事だったので、その辺りは関係していますか。

(管財出納課長)

低入札価格調査報告書に工事成績の点数は必須ですが、案件1の資料には抜けていました。調査対象者のA社Bグループには添付資料を提出してもらっており、その資料で低入札ヒアリングを実施しています。

(B委員)

工事の成績の点数の見方についてですが、何点以上が望ましいなど、点数の基準はあるのでしょうか。

(管財出納課長)

自治体により評価基準は変わるようですが、企業団の工事に関しては60点以上を合格点とし取り扱っています。

(委員長)

総合評価方式であれば、工事成績が一定の点数以上で、1点・2点と加点する場合がありますが、今回の場合はある基準以上を満たしていればよいということでしょうか。

(管財出納課長)

低入札ヒアリングの際は、ある程度の点数が取れていれば問題ないだろうという判断をしています。

(A委員)

推進工法は、コンクリート管を押しして推進していると思いますが、トンネルを掘るとなるとズリなどの掘った土を地上に出さなければいけないと思います。今回の工法では、土を押しつけて、どんどん管を押し出していくという工法と考えてよいのでしょうか。

ズリの処理はないのでしょうか。

(工務課長)

この推進工法ですが、小口径泥土圧推進工法といいまして、泥水にして外に排出する工法です。切刃とカッタービットの間の圧を安定させるために泥水を利用します。泥水にして外に出すので、ガラやズリは出ません。

(A委員)

できる限り早く発注するため、指名競争入札で実施したと説明があり、その要因としては土地改良区との協議で、年度内に完了という制約があったとのことですが、なぜ年度内に完了しなければいけなかったのでしょうか。

(管財出納課長)

具体的な理由はこちらで把握しておりませんが、自治体の基本として予算の単年度主義というのがありますので、その辺りが要因かと推測します。

企業団への依頼文書にも具体的な理由はなく、指定された工期末までに工事を完了する

こと、といった内容になっています。

(A 委員)

工事積算比較表で、最低価格で応札した者の立坑築造工の工事費が、企業団の積算の 7 割程度の工事費になっています。最初に説明を聞いた際は、この工事は特殊で工事費は 100%に近くなるかと思っていましたが、企業団の積算の 7 割程度になっている要因はどのようなことが考えられますか。

工事業者にとっては、一般的な工事なのでしょうか。

(工務課長)

小口径泥土圧推進工法は、一般的な工法です。

下水道工事でも使用される一般的な工法となりますので、比較的安価にできたのだと思います。

また、資料のとおり一般管理費が抑えられており、最低価格で応札した者の工事費が全体として、企業団の積算より低くなっていると思われます。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようですので、それでは、次の抽出事案 4 について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

#### **抽出事案 4【柏崎二丁目～類家堤端配水管改良第 2 工区工事】について**

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案 4 について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B 委員)

入札方法の記載がないのですが、入札は電子入札で実施したのでしょうか。

(管財出納課長)

工事関係の入札は、基本的に電子入札で行っております。

記載が漏れておりましたが、この案件も電子入札で執行しています。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようですので、それでは、次の抽出事案5について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

#### **抽出事案5【減圧弁（八太郎ほか）分解整備工事】について**

(事務局次長兼配水課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案5について、ご質問、ご意見などありますか。

(C委員)

資料に高度な技術を要すると記載がありますが、製品単価自体も相対的に高額なのではないでしょうか。

(事務局次長兼配水課長)

手元に資料はありませんが、特段高額な製品ではないという認識です。

(A委員)

圏域内に減圧弁が132基あるとのことですが、今回の分解整備が15基なのは、G社の減圧弁が15基あり、それをすべて確認するということでしょうか。

(事務局次長兼配水課長)

今回、15基の分解整備を行ったのですが、分解整備は5年ごとに行うもので、132基の内今年5年ごとの整備の対象になったのが15基だったということです。

(A委員)

132基の内、G社のものは何基あるのでしょうか。

(事務局次長兼配水課長)

正確な数値は今わかりませんが、すべてがG社ではなく、数基は別メーカーです。

(A委員)

随意契約が5件あるうち、4件がG社との契約です。

まず、随意契約の場合、予定価格は知らせるのでしょうか。

(管財出納課長)

随意契約の場合、予定価格は知らせません。

(A 委員)

続いて気になるのは、事案 5 の落札率は 89.61%と、4 件ある G 社の契約の中で一番落札率が低いのですが、一番落札率が高い契約は落札率 96%ほどです。工事内容はどの工事でも同じように感じますが、なぜ落札率がこれほどまで違うのでしょうか。

(事務局次長兼配水課長)

一番落札率が高い工事は減圧弁の更新を 4 か所行うもので、落札率の低い事案 5 の工事は分解整備が 15 基、点検整備が 11 基の計 26 基行うものです。推測ですが、契約者が同時施工等で短期的に施工ができることなどが落札率に差が出る要因と考えられます。

(B 委員)

資料に分解整備と点検整備とあり、分解整備は 5 年ごと、企業団職員による点検は 1 年ごととなっていますが、点検整備の位置付けはどのようになっていますか。

職員が目視等で点検して、問題があった箇所等を点検整備するのでしょうか。

点検整備とはどのようなことをするのでしょうか。

(事務局次長兼配水課長)

日常の維持管理ととらえていただければ良いかと思えます。

減圧弁は道路下の地下にあるので、蓋を開けて水の溜り具合等確認します。

水の溜まり等があれば、スムーズな動作ができないので水を取り除き、動作状況・開閉状況・スピードコントロール・水圧設定など職員が点検を行える項目はすべて毎年点検することとしています。

職員は点検のみで、分解整備までは行いません。

(B 委員)

分解整備ではなく、点検整備の具体的な位置付けを教えてください。

(事務局次長兼配水課長)

今回の点検整備は、部品を交換せず清掃と点検調整を行う位置づけです。

(B 委員)

点検整備の頻度について記載がありませんが、頻度はどのくらいでしょうか。

2、3年に一度なのでしょうか。

(事務局次長兼配水課長)

後日確認して回答します。

(後日回答)

メーカーによる点検整備は 1 回/年である。

減圧弁 132 箇所の分解整備は 5 年に 1 度実施するが、更新年度がそれぞれ異なるため、年度により実施件数の変動がある。

132 箇所のうち 17 箇所は重要箇所のため、メーカーによる点検整備を年 1 回実施している。更新年度や分解整備と重なった場合にはメーカーによる点検整備を行わないため、実施箇所数は年度により変動する。

当該 17 箇所以外については職員による基本点検を年 1 回実施する。

(委員長)

資料に 20 年ごとの更新、5 年ごとの分解整備と記載がありますが、年数はどのように決めていますか。

(事務局次長兼配水課長)

機器の更新基準があります。

法定耐用年数 17 年に対し、企業団では更新を 20 年と定め、法定耐用年数より長く使えるように、5 年ごとに分解整備を行っています。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようです。

ではここで、事務局より提案があるとのことですので、説明をお願いします。

#### **提案 1【事案抽出件数の見直しについて】**

#### **提案 2【事案抽出報告書の押印廃止について】**

(管財出納課長 説明)

(委員長)

ただ今、事務局から 2 つの提案がありました。

1 つは「事案の抽出件数の見直し」、もう 1 つは「事案抽出報告書の押印廃止」についてです。

これについて、委員の皆さまから、ご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようです。

それでは、「事案の抽出件数の見直し」と「事案抽出報告書の押印廃止」については、事務局提案のとおり取り扱うこととしますので、よろしくをお願いします。

事務局には、事務取扱要領などの必要な改正をお願いします。

最後に、事務局より何かありますか。

(事務局)

委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

事務連絡でございますが、次回の入札監視委員会は、来年7月頃の開催を予定しております。その際は、改めて委員の皆さまに日程等をご相談させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、次回の抽出委員は、B委員の予定でございます。

事務局からは、以上でございます。

(委員長)

それでは、これもちまして令和5年12月第44回の入札監視委員会を閉会します。

皆さま、お疲れ様でした。

〈17:00 閉会〉